

岩手県監査委員告示第4号

監査結果の公表（平成26年岩手県監査委員告示第46号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年1月6日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見
岩手県監査委員 高 橋 昌 造
岩手県監査委員 吉 田 政 司
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1（1） 監査対象機関名 県南広域振興局経営企画部

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年7月2日

イ 本監査実施日 平成26年7月31日

（3） 監査結果の公表の日 平成26年9月2日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 委託契約の執行に当たり、契約内容が不明確なものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	ア 今後、委託契約に係る印刷物は、適切な執行計画を明らかにした上で作成し、作成後は、執行計画に基づき執行することにより、適正な事務の執行に努めることとした。
イ 物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	イ 備品管理一覧表を整理していなかったものについて、平成26年7月30日に登録処理を完了した。 今後は、委託契約において取得した物品も十分に把握し、適正な事務の執行に努めることとした。

2（1） 監査対象機関名 県南広域振興局総務部花巻総務センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年5月14日及び15日

イ 本監査実施日 平成26年7月31日

（3） 監査結果の公表の日 平成26年9月2日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
財産の管理に当たり、財産管理簿の整理がなされていないものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	財産管理簿の整理がなされていないものについては、平成26年5月15日に登録処理を完了し、同年6月19日に財産台帳を整理した。 今後は、財産取得後、速やかに適正な財産管理に努めることとした。

3（1） 監査対象機関名 沿岸広域振興局経営企画部

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年7月2日及び3日

イ 本監査実施日 平成26年7月31日

（3） 監査結果の公表の日 平成26年9月2日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>備品管理一覧表を整理していなかったものについて、備品管理一覧表と物品との照合を再度行い、所在が不明なものについては、平成26年7月17日に処分の決定をし、所管換の手續を完了した。</p> <p>今後は、年間スケジュールを設定し、定期的に備品管理一覧表と物品との照合及び供用者の確認を行い、適正な物品管理に努めることとした。</p>